

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 25 日

金 曜 日

号 外(4)

目 次

規 則

- 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 1
- 富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 2

規 則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第10号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の16の項を次のように改める。

16 削除	
-------	--

第2条の表に次のように加える。

21 特例条例別表第1第36項に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下	(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務
	(2) 法第31条第1項の規定による変更の認定の

この項において「法」という。)に基づく事務のうち、施行規則で定めるもの	申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務 (3) 法第36条第1項の規定による認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務
-------------------------------------	---

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の16の項の改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(市町村支援課)

富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第11号

富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県工業技術センター条例施行規則（昭和61年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表試料切断機の項の次に次のように加える。

複合化成形サーボプレス機	1台につき1時間	5,240円
--------------	----------	--------

別表第1の5の表中

繊維製品CADシステム	1台につき1時間	540円 〔 カラープリントを出力する場合は、1枚につき 250円を加算した額 〕
-------------	----------	--

を

繊維製品 CAD システム	1 台につき 1 時間	540 円
		(カラープリントを出力 する場合は、1 枚につ き 250 円を加算した額)
3D CAD システム		580 円

に改める。

別表第 1 の 7 の表プラズマ発光分析装置の項の次に次のように加える。

蛍光エックス線分析装置	1 台につき 1 時間	2,780 円
-------------	-------------	---------

別表第 1 の 7 の表金属積層造形システムの項の次に次のように加える。

金属粉末リサイクルシステム	1 台につき 1 時間	680 円
---------------	-------------	-------

別表第 1 の 7 の表 UV 表面加工装置の項の次に次のように加える。

プラズマリアクター	1 台につき 1 時間	560 円
-----------	-------------	-------

別表第 2 の 1 の表中

液体クロマト分析/定量	19,810 円
熱分解ガス測定	5,430 円

を

液体クロマト分析/定量	19,810 円
-------------	----------

に、

エックス線光電子分光分析	26,230 円
ラマンスペクトル分析	5,310 円

を

エックス線光電子分光分析	26,230 円
--------------	----------

に改める。

別表第 2 の 2 の表中「2,600 円」を「2,670 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に依頼の承認を受けている者の当該承認に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)